## 一般　建設残土の適性化と処分場について

横山　隆一（日本共産党）

静岡県では、令和４年に「静岡県盛土等の規制に関する条例」が施行され届出制から許可制になった。また国も、建設発生土の搬出先を定めることを標準化するなど、明確化するとした。こうした建設発生土処分の厳格化が求められる中、菊川市における土木建設関連事業における残土の処分につき考えを聞く。

**Q　公民連携の処分場が必要であり、建設土木関連団体と最も良い方策を協議すべきと思うが考えは。**

A　建設発生土の利用時期や土質の調整が可能となるストックヤードや処分場の確保に努めていく。

他に「市営住宅について」、「公金管理と運用について」について質問しました。

**Q　市内における違法盛土、または監察指導したものがあるか。**

A　静岡県が指導することになっており、盛土違反として観察指導を受けている案件があると聞いている。

**Q　市内の土木建設関連業者が、建設発生土を掛川市など市外に搬送処分しているが、市内で出た残土等を市内で処理することを考えるべきではないか。**

A　市内で再生資源活用に配慮した工事執行を図って行く。

## 一般　子どもの貧困への対応

西下　敦基（市民ネット）

**Q　子どもの貧困の定義について、基準をどのように捉えているのか。関係部局で認識が共有されているのか。**

A　生命を脅かすほどの生活困窮だけでなく、子どもが社会生活を営むために必要な資源が不足・欠如することを子どもの貧困と考えている。第2期菊川市子ども・子育て支援事業計画に基づく、教育支援・生活支援・保護者の就労支援・家庭への経済支援等を関係部局と連携を図り実施している。さらに、必要に応じて児童相談所や学校、警察などで構成される要保護児童対策地域協議会で情報を共有し対応している。

**Q　様々な要因で引き起こされる子どもの貧困へ、行政や民間でどのような支援がされているのか。**

A　教育の支援として学校で必要な費用の一部を援助する就学援助費の支給や生活支援としての生活再建支援である生活困窮者自立支援、就労支援として独り親家庭への自立支援教育訓練給付金、経済的支援として、生活保護、児童扶養手当の支給など行っている。社会福祉協議会でもフードバンク事業、生活福祉資金貸付事業を実施している。

**Q　「心の貧困」が進んでいると感じている。民間による第三の居場所がとても大切であり、行政として支援の重要性をどのように捉えているのか。**

A　任意団体の方々により、様々な人とつながりを持つことができる場である「だれでも食堂」や、経済的理由等で学習塾に通えない子どものための学習支援の場など運営を行っていただいている。子どもたちが地域の人々と交流を通じて成長することを支援していただく重要な活動であり、引き続き連携していく。